

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、25（使用電力量の計量）に定める書面発行手数料の金額、29（料金その他の支払方法）に定める振込票発行手数料の金額ならびに附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）、附則5（口座振替のお客さまについての特別措置）、附則6（低圧電力のお客さまについての特別措置）、附則7（臨時電力のお客さまについての特別措置）、附則8（農事用電力A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）および附則9（農事用電力B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）および附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	59.40	5.40
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	105.32	9.57
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	190.84	17.35
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	361.88	32.90
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	532.92	48.45
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	875.01	79.55
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	875.01	79.55
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	306.55	27.87
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	562.50	51.14
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	562.50	51.14
従量電灯A		
最低料金		
1契約につき最初の8キロワット時まで	277.14	25.19
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	29.82	2.71

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	242.00	22.00
契約電流15アンペア	363.00	33.00
契約電流20アンペア	484.00	44.00
契約電流30アンペア	726.00	66.00
契約電流40アンペア	968.00	88.00
契約電流50アンペア	1,210.00	110.00
契約電流60アンペア	1,452.00	132.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.82	2.71
120キロワット時をこえ300キロワット時までの		
1キロワット時につき	36.37	3.31
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	39.27	3.57
最低月額料金		
1契約につき	242.00	22.00
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	242.00	22.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.82	2.71
120キロワット時をこえ300キロワット時までの		
1キロワット時につき	36.37	3.31
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	39.27	3.57
臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10.83	0.98
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア		
までの場合	21.67	1.97
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア		
までの場合100ボルトアンペアまでごとに	21.67	1.97
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト		
アンペアまでの場合	216.66	19.70
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルト		
アンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	216.66	19.70
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	264.00	24.00
電力量料金		
1キロワット時につき	43.20	3.93
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	264.00	24.00
電力量料金		
1キロワット時につき	43.20	3.93

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	53.90	4.90
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	98.55	8.96
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	179.50	16.32
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	341.40	31.04
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	503.29	45.75
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	827.09	75.19
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	827.09	75.19
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	289.66	26.33
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	533.13	48.47
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	533.13	48.47
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00	20.00
電力量料金		
1キロワット時につき	29.36	2.67
最低月額料金		
1契約につき	220.00	20.00
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,166.00	106.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	26.01	2.36
その他季料金	26.01	2.36
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	251.23	22.84
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	31.21	2.84
その他季料金	31.21	2.84
農事用電力 A (かんがい排水需要)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	517.00	47.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20.73	1.88
その他季料金	20.73	1.88
農事用電力 B (育苗・栽培需要)		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	9,367.74	851.61
30日をこえる1日につき	312.26	28.39
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	27.09	2.46
その他季料金	27.09	2.46

(2) 25 (使用電力量の計量) に定める書面発行手数料の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
書面発行手数料 1 契約 1 料金算定期間につき	110.00	10.00

(3) 29 (料金その他の支払方法) に定める振込票発行手数料の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
振込票発行手数料 1 契約 1 料金算定期間につき	220.00	20.00

(4) 附則 3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	270.83	24.62
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	29.36	2.67

(5) 附則 4 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額制供給の場合 契約使用期間 最初の 30 日まで 契約電力		
0.5 キロワット	4,817.59	437.96
1 キロワット	7,308.18	664.38
2 キロワット	11,795.31	1,072.30
3 キロワット	16,419.09	1,492.64
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	3,209.58	291.78
30 日をこえる 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	46.89	4.26
1 キロワット	79.46	7.22
2 キロワット	164.37	14.94
3 キロワット	252.70	22.97
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	91.56	8.32
従量制供給の場合 電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	27.09	2.46
その他季料金	27.09	2.46
(燃料費調整の基準単価)	円 銭 厘	円 銭 厘
定額制供給の場合 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	0.306	0.028
1 キロワット	0.612	0.056
2 キロワット	1.223	0.111
3 キロワット	1.835	0.167
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.612	0.056

(6) 附則 5（口座振替のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
初回振替割引額 1 契約につき	55.00	5.00

(7) 附則 6（低圧電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,166.00	106.00
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	26.01	2.36
その他季料金	26.01	2.36

(8) 附則 7（臨時電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	31.21	2.84
その他季料金	31.21	2.84

(9) 附則 8（農事用電力 A〔かんがい排水需要〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	517.00	47.00
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	20.73	1.88
その他季料金	20.73	1.88

(10) 附則 9（農事用電力 B〔育苗・栽培需要〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 1 キロワット時につき		
夏季料金	27.09	2.46
その他季料金	27.09	2.46

(11) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	0.722	0.066
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1.444	0.131
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2.889	0.263
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4.332	0.394
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	7.220	0.656
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	7.220	0.656
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.157	0.196
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.313	0.392
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	4.313	0.392
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.058	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	0.117	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.117	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルト アンペアまでの場合	1.164	0.106
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.164	0.106
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.223	0.111
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.201	0.200
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.186	0.017